

厚木市こども・若者みらい計画

《概要版》

令和7（2025）年3月

厚 木 市

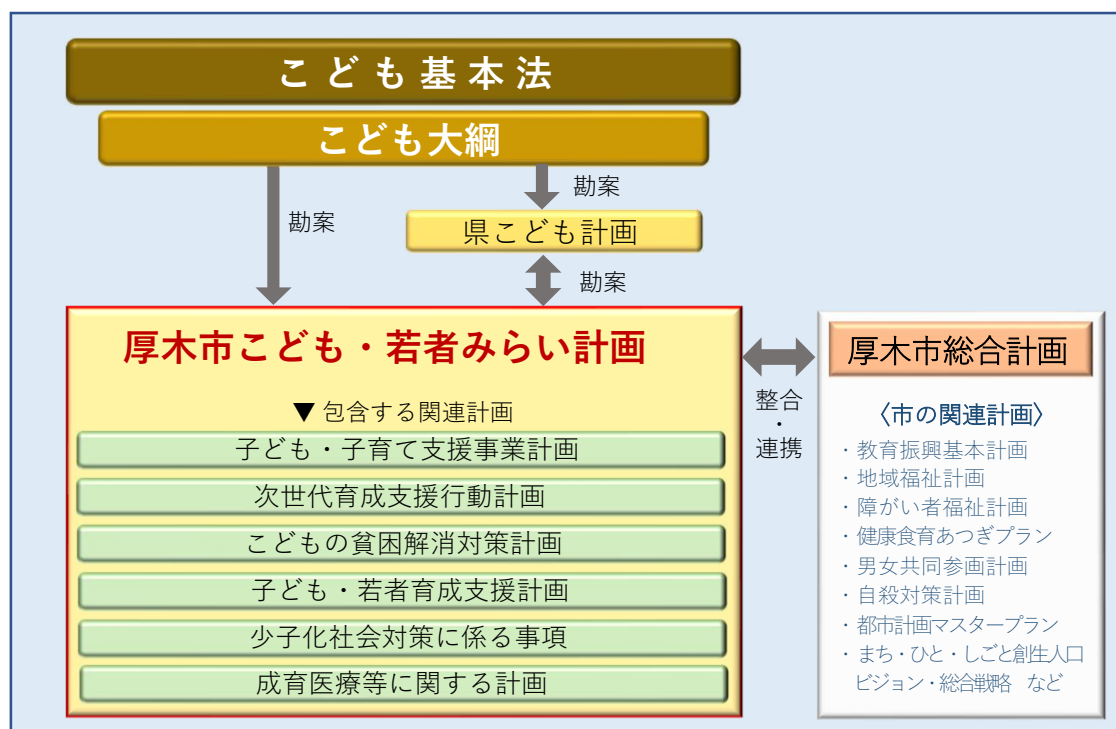
第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

急速な少子化や女性の就業率の高まりなど、子育て環境の変化に対応し、全てのこども・若者が幸せに暮らせる社会の実現に向けた施策を推進するため、厚木市こども・若者みらい計画を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法に基づく市町村こども計画として、こども大綱と神奈川県の子ども計画を勘案するとともに、本市子ども育成条例の基本計画として、また、上位計画である本市総合計画を始めとする教育・福祉・保健等の関連計画と整合を図り策定しました。なお、こども・若者関連計画等を包含しています。



3 計画期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。その間、社会情勢や市民ニーズなどの変化を捉え、必要に応じて見直しを図ります。

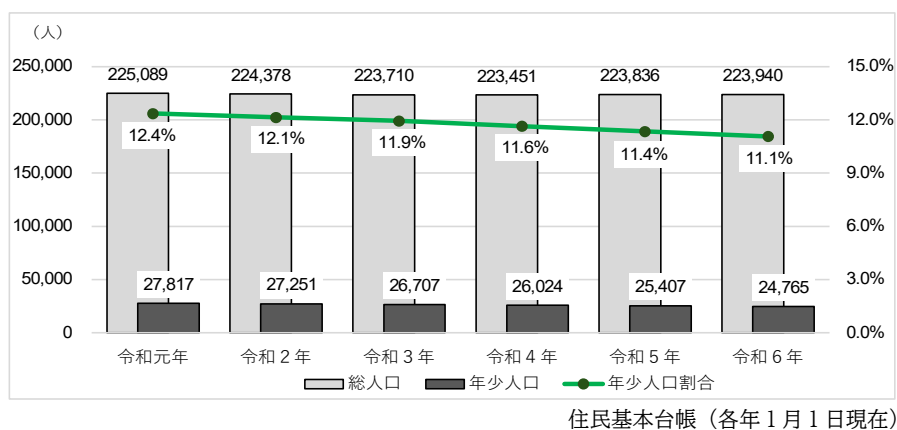


第2章 こども・若者・子育ての状況

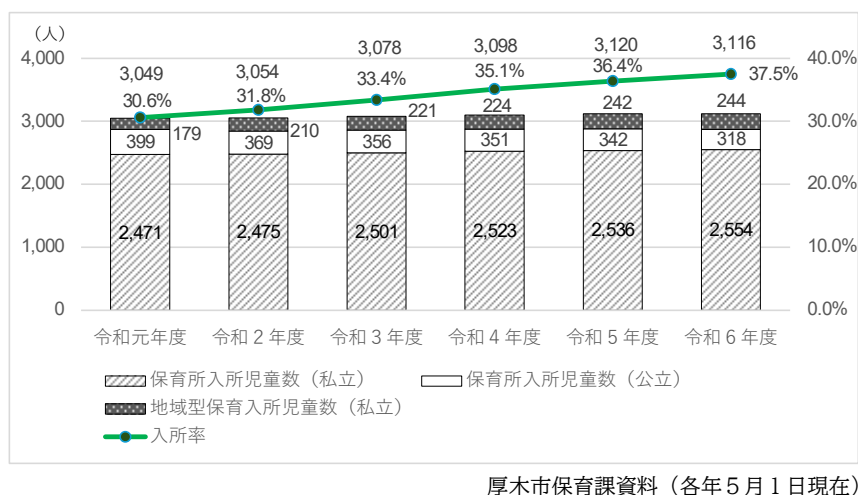
人口や出生率、児童数などに係る各種統計を始め、独自に実施したニーズ調査やこども・若者の意向調査を通じて、こども・若者・子育ての状況について分析し、見えてきた課題と視点を整理しました。

1 主な統計・調査結果

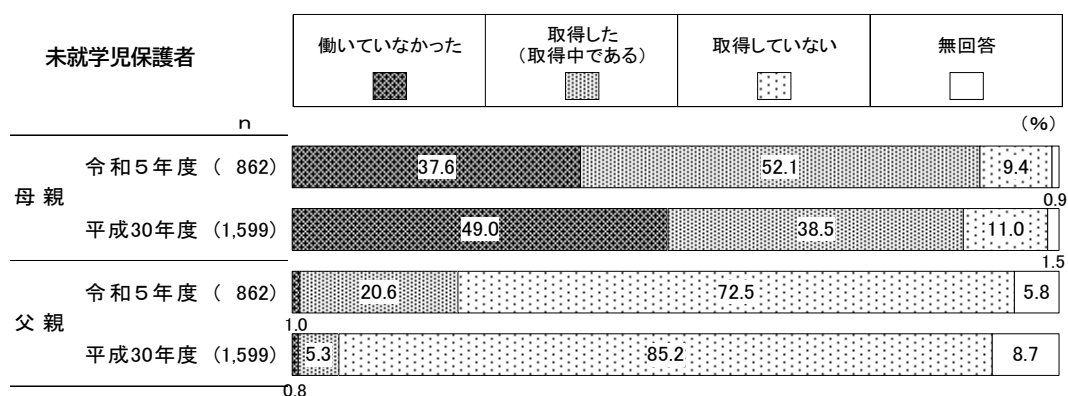
(1) 総人口と年少人口



(2) 保育所等の入所児童数・待機児童数



(3) 育児休業の取得状況



第2章 こども・若者・子育ての状況

2 こども・若者をめぐる課題と視点

(1) 保育施設等の確保

人口減少でこどもの数は減少していますが、女性の就業率の上昇を背景に保育需要が増加しています。しばらくは保育施設等の確保が必要です。

(2) 子育てを支える環境の整備

子育てと就労が両立できるよう、職場等における環境づくりが必要です。

(3) 多様な子育てニーズへの対応

保育や教育など様々な分野で、多様化・複雑化する子育てニーズを的確に把握し対応することが必要です。

(4) 子育て支援事業の充実

多くの保護者から、経済的な支援と気軽に相談できる場所の整備が求められています。

(5) 特別な支援を必要とするこどもや家庭への対応

障がいや発達への心配、外国籍など、特別な支援を必要とするこどもと家庭に対し、きめ細かな支援が必要です。

(6) 規則正しい生活習慣の習得

規則正しい生活ができていないと思われるこどもの数が明らかになったため、保健や教育などの各分野が連携し、こどもと家庭を支援する必要があります。

(7) ひきこもり傾向にあるこども・若者への対応

それぞれのこども・若者が置かれた状況や課題に対応するために、一人一人に寄り添ったきめ細かい相談体制づくりが必要です。

(8) こどもの気持ちを尊重

「社会の役に立ちたい」という前向きさや、「誰にも相談できない」というこどもたちの気持ちを尊重した対応が必要です。

第2章 こども・若者・子育ての状況

(9) 多様な居場所づくり

食事の提供や学習支援などを始め、心の拠り所にもなる居場所づくりについて、関連施策を含めて充実させていくことが必要です。

(10) こども・若者が意見を表明できる環境づくり

こども・若者の意見を聴くためには、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した意見表明しやすい環境づくりが有効です。特に若者には意見表明への働きかけが必要です。

(11) 結婚、出産、子育ての希望がかなえられる社会へ

若者が結婚、出産、子育てを望む場合、希望をかなえられる社会づくりが必要です。

(12) 安定した雇用と収入を確保するための支援

若者が希望する職業に就き、十分な収入を確保できるよう、安定した雇用と経済的基盤が得られる支援を強化することが求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

(基本理念)

こどもまんなか社会の実現

こどもまんなか社会とは、こども・若者が自分らしく幸せに暮らせる社会のことです。こども・若者の幸せは未来への希望そのものです。こども・若者一人一人が自分らしく幸せに暮らし続けられる社会をつくることが、持続可能な社会の基盤となります。

一人一人が自分らしく幸せな状態（ウェルビーイング）で暮らすということは、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その誰もが等しく権利を保障され、身体的・精神的・社会的に満たされた状態で生活することです。

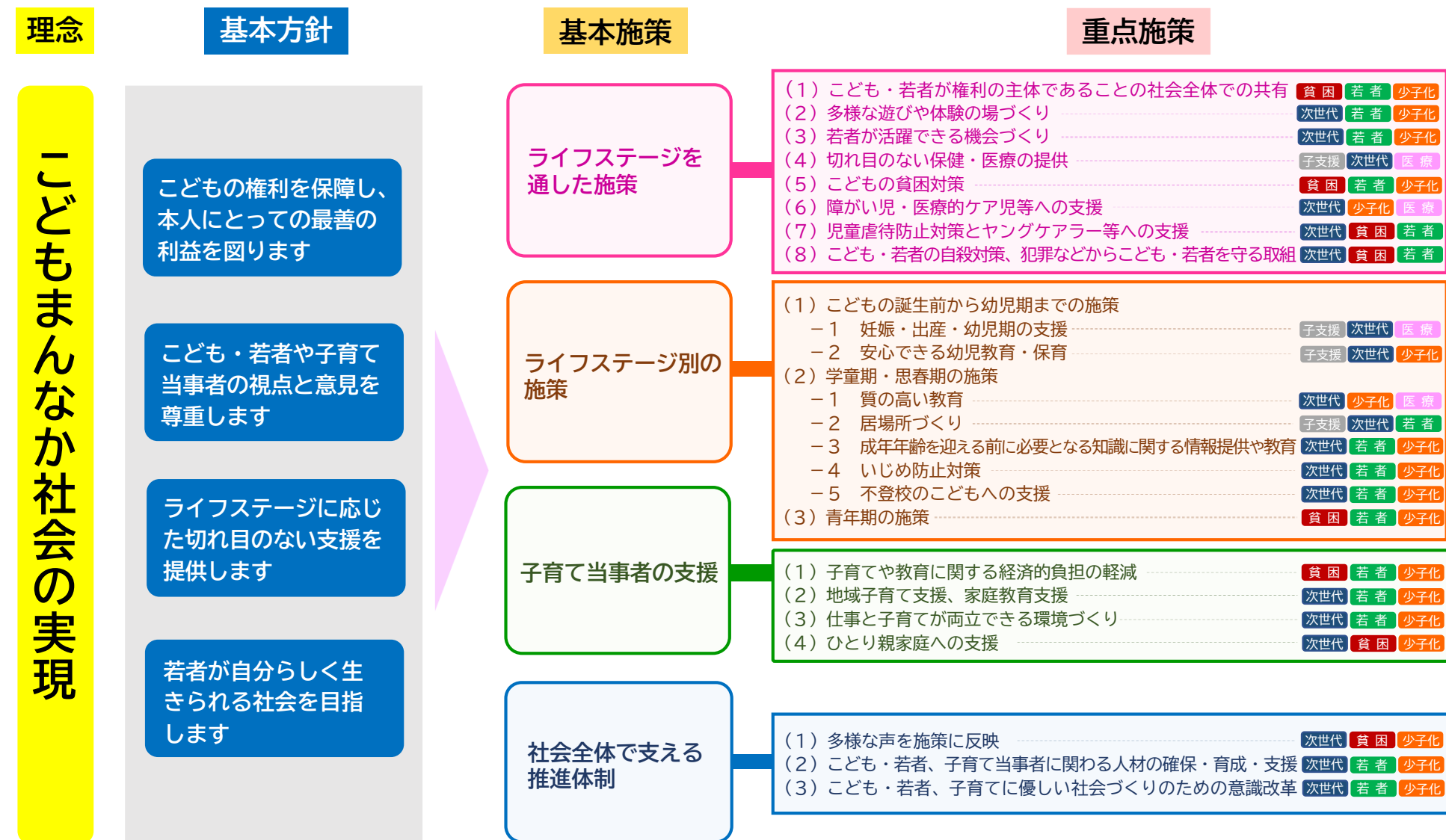
こどもまんなか社会でこどもの権利を保障することは、その他の人の権利も保障することにつながります。当事者であるこども・若者の意見に真摯に耳を傾けて施策に反映することにより、こども・若者を中心に大人・社会がつながり、結果として、市民の皆さんが将来にわたって幸せに暮らせる社会の実現を目指します。

(施策の体系)

本計画では、基本理念「こどもまんなか社会の実現」に向けて、4つの基本方針を掲げるとともに、「こども大綱」に基づく4つの基本施策を設定し、それぞれに重点施策、個別施策を設け、体系的に整理しています。

第3章 計画の基本的な考え方

(施策の体系図)



SDGs
の目標



貧困をなくそう



すべての人に健康と福祉を



質の高い教育をみんなに



ジェンダー平等を実現しよう



働きがいも経済成長も



すみ続けられるまちづくりを



パートナーシップで目標を達成しよう

※包含する計画（各計画は連動していますが、特に関係が深い計画を記載）

子育て支援 …子ども・子育て支援事業計画

次世代 …次世代育成支援行動計画

貧困 …こどもの貧困解消対策計画

若者 …子ども・若者育成支援計画

少子化 …少子化社会対策の係る事項

医療 …成育医療等に関する計画

第4章 施策の展開

基本施策1 ライフステージを通した施策

重点施策(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

- ① こども・若者の権利を始めとする人権啓発

重点施策(2) 多様な遊びや体験の場づくり

- ① 遊びや体験活動の推進
- ② 読書活動の推進
- ③ こどもまんなかまちづくり

重点施策(3) こども・若者が活躍できる機会づくり

- ① こども・若者が活躍できる機会づくりの推進
- ② こども・若者の可能性を広げていくための多様性への理解

重点施策(4) 切れ目のない保健・医療の提供

- ① 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない保健・医療の提供
- ② 食育の普及啓発

重点施策(5) こどもの貧困対策

- ① 教育の支援
- ② 生活の安定のための支援
- ③ 子育て当事者の就労の支援
- ④ 相談体制の整備

重点施策(6) 障がい児・医療的ケア児等への支援

- ① 障がいの有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり
- ② 障がいのあるこどもの学びの充実

重点施策(7) 児童虐待防止対策とヤングケアラー等への支援

- ① こども家庭センターの体制強化及び家庭支援の推進
- ② ヤングケアラー等への支援

重点施策(8) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

- ① こども・若者の自殺対策
- ② こども・若者が安全にインターネットを利用するための支援
- ③ 安全教育の推進
- ④ 犯罪被害、事故、災害からこども・若者を守る環境整備
- ⑤ 非行防止と自立支援の推進

第4章 施策の展開

基本施策2 ライフステージ別の施策

重点施策(1) こどもの誕生前から幼児期までの施策

(1) - 1 妊娠・出産・幼児期の支援

- ① 出産に関する支援等の更なる強化
- ② 産前産後の支援の充実と体制強化
- ③ 妊娠期から幼児期を通じた切れ目のない支援の提供
- ④ 乳幼児健診等の推進
- ⑤ 挑戦を応援する豊かな「遊びと体験」の保障

(1) - 2 安心できる幼児教育・保育

- ① 地域の身近な場を通じた支援の充実
- ② 幼児教育・保育の質の向上、小学校教育への円滑な接続
- ③ 保育士、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等

重点施策(2) 学童期・思春期の施策

(2) - 1 質の高い教育

- ① こどもと向き合う時間の確保
- ② コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- ③ こどもの体力の向上のための取組の推進
- ④ 学校保健の推進
- ⑤ 学校給食の充実

(2) - 2 居場所づくり

- ① こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり
- ② 放課後児童対策

(2) - 3 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

- ① 主権者教育の推進
- ② 消費者教育の推進

(2) - 4 いじめ防止対策

- ① いじめ防止対策の強化

(2) - 5 不登校のこどもへの支援

- ① 不登校のこどもへの支援体制の整備・強化

重点施策(3) 青年期の施策

- ① 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- ② 結婚を希望する方への支援
- ③ 悩みや不安を抱える若者に対する相談体制の充実

第4章 施策の展開

基本施策3 子育て当事者の支援

重点施策(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- ① 幼児期から高校生までの教育・保育の経済的負担軽減
- ② 医療費等の負担軽減

重点施策(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

- ① 地域のニーズに応じた多様な子育て支援の推進
- ② 一時預かり、ファミリー・サポート・センターに関する取組の推進
- ③ 家庭教育支援

重点施策(3) 仕事と子育てが両立できる環境づくり

- ① 仕事と子育てが両立できる環境づくり

重点施策(4) ひとり親家庭への支援

- ① ひとり親家庭が抱える課題への支援

基本施策4 社会全体で支える推進体制

重点施策(1) 多様な声を施策に反映

- ① 多様な声を施策に反映させる工夫

重点施策(2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

- ① こども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上

重点施策(3) こども・若者、子育てに優しい社会づくりのための意識改革

- ① こども・若者、子育てに優しい社会づくりのための意識改革

第5章 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育・保育の充実と地域における子育ての支援を計画的に推進するため、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況、将来の利用希望、ニーズや社会情勢の変化などを踏まえ、「量の見込み」を推計し、受け皿の「確保方策」を具体的に設定した「厚木市子ども・子育て支援事業計画」を定めています。

●幼児期の教育・保育の量の見込み数と確保量

（量の見込み＝どれほどの需要か／確保方策＝どれほど供給するか）

年 齢	認定区分、施設区分	令和11(2029)年度	
3～5 歳	1号認定 幼稚園・認定こども園	①量の見込み	1,234人
		②確保方策	1,858人
		②－①	624人
	2号認定 保育所・認定こども園等	①量の見込み	2,379人
		②確保方策	2,667人
		②－①	288人
1～2 歳	3号認定 保育所・地域型保育事業等	①量の見込み	1,220人
		②確保方策	1,236人
		②－①	16人
0 歳	3号認定 保育所・地域型保育事業	①量の見込み	212人
		②確保方策	388人
		②－①	176人

《認定区分》

- 1号認定…満3歳以上の学校教育(幼稚園等)のみのこども(保育の必要なし)
- 2号認定…満3歳以上の保育の必要性の認定を受けたこども(保育の必要あり)
- 3号認定…満3歳未満の保育の必要性の認定を受けたこども(保育の必要あり)

●放課後児童クラブの量の見込み数と確保量

年 齢（学年）	令和11(2029)年度	
6 歳～11歳 (小1～6)	①量の見込み	1,689人
	②確保方策	2,249人
	②－①	560人

第6章 計画の推進

1 数値目標

本計画の目標年次である令和11（2029）年度の目標を次のとおり設定します。

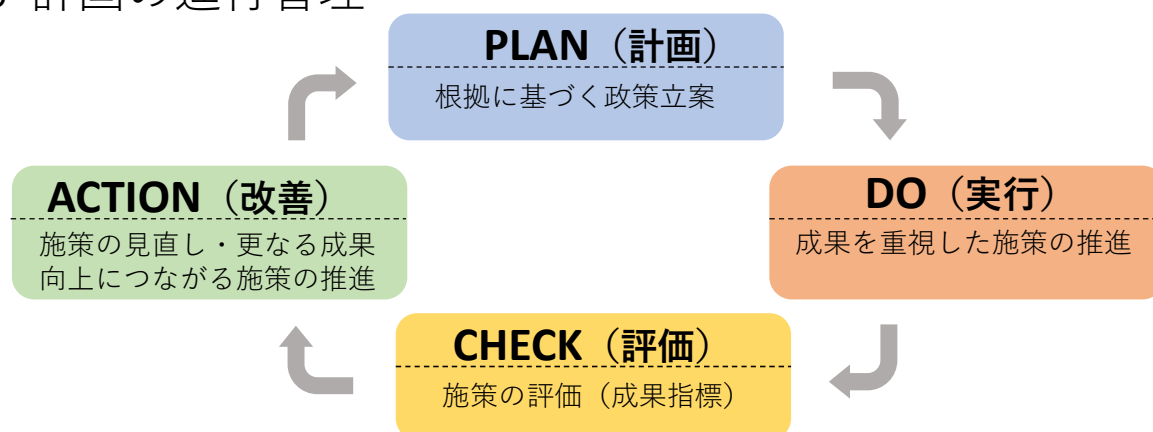
● 子ども・子育て支援事業ニーズ調査 「今の自分が好きだ」と思うこどもの割合	現状値 令和5(2023)年 77.8%	目標値 令和11(2029)年 80.0%
〃 「社会に役立つことをしたい」と思うこどもの割合	現状値 令和5(2023)年 87.2%	目標値 令和11(2029)年 90.0%
〃 自分の将来について明るい希望を持っているこどもの割合	現状値 令和5(2023)年 82.3%	目標値 令和11(2029)年 90.0%
〃 「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」と思うこども・若者の割合	現状値 令和4(2022)年 51.5% *1	目標値 令和11(2029)年 70.0%
〃 「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえていると思うこども・若者の割合	現状値 令和5(2023)年 20.3% *2	目標値 令和11(2029)年 70.0%
〃 地域における子育て環境や支援への満足度の割合	現状値 令和5(2023)年 51.6%	目標値 令和11(2029)年 70.0%

*1 こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」、*2 同庁「こども政策の推進に関する意識調査」からそれぞれ現状値を引用

2 計画の推進体制

- (1) 厚木市子ども育成推進委員会
- (2) 厚木市こども計画推進委員会

3 計画の進行政管理



4 関係機関との連携

基本理念の実現に向け、市民団体や子育て支援関係団体を始め、福祉関係団体や児童相談所、保健所、警察、教育、医療機関、企業などの関係機関と連携して取り組みます。